



元初財務第8号
令和元年7月5日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課長

合 田 哲 雄



(印影印刷)

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（通知）

本年6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が、別添1のとおり決定されました。

本決定においては、本年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）に基づくマイナンバーカードの健康保険証利用（令和3年3月から本格運用）を着実に進めるため、国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進することとされており、そのフォローアップも行うこととされています。（別添1のⅡ2.（2）②）

また、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2）においても「保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。」ことが盛り込まれています。

については、公立学校共済組合において、組合員及びその被扶養者の理解と協力の下、マイナンバーカードの一斉取得の推進に向け、組合員等への周知やフォローアップ等を行う（別添3の取組1及び取組2）こととしておりますので、お知らせいたします。各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会においても、組合員等のマイナンバーカードの取得促進に対してご協力をお願いいたします。

また、マイナンバーカードの発行機会を拡大する一環として、市区町村の担当課が学校等にマイナンバーカード発行の申請出張所を設けようとする際には、円滑に連絡調整できるよう、ご協力をお願いいたします。（別添1のⅡ3.（3）⑤、別添3の取組3）

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

なお、標記のことについては、総務省自治行政局公務員部福利課長より各都道府県総務部長及び各政令指定都市総務局長に対して、別添4の文書が送付されていますので、参考にお知らせいたします。

担当：初等中等教育局財務課公立共済係

TEL：03-6734-3747

(参考) マイナンバーカードの利活用の例

※別添の方針及び下記ホームページ等を参照

- マイナンバーカードは、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として使えます。
- マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどで住民票の写し・印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。
- 令和2年度に、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策を実施します。
- 令和3年3月から、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用します。
- 令和3年10月から、マイナンバーカードをお薬手帳として代替的に活用することを可能とします。
例えば、カードの取得により、出張先で急に体調を崩した場合に、マイナンバーカードを活用し、通院歴や薬の服用歴などから、速やかに適切な医療を受けることができるというメリットも考えられます。
- 令和4年1月から、確定申告手続きにおいて、マイナポータルを活用した医療費情報を取得した場合には、その医療費に係る領収書の保存が不要となります。

内閣府 マイナンバー（社会保障・税番号制度） ホームページ

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/index.html>

総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード ホームページ

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html